

九州教区教会記録審査要綱

第1条 本要綱は、九州教区各教会の記録審査に関して定めるものである。

第2条 教区規則第22条の定めにもとづき、教会記録審査委員は、次の記録に関して審査を行う。

- (1) 教会総会記録
- (2) 教会役員会記録
- (3) 責任役員会記録

第3条 教会記録の書式は、別に定める。

第4条 教会記録審査委員は、教会記録の書式にもとづき、次の事項のついて適正に記録されているか否かを審査する。

- (1) 開催の日時
- (2) 開会、休憩、再会、閉会
- (3) 会員、役員、および陪席ならびに傍聴者の氏名、人数、会議成立の有無
- (4) 議案、および報告
- (5) 議事の経過
 - ① 議事の報告や宣言等
 - ② 討議した議案の題目、説明者の氏名、および説明の要旨
 - ③ 議題となった動議、および動議者の氏名、および説明の要旨
 - ④ 質疑、および討論の要旨
 - ⑤ 採決の可否
- (6) 議長、および書記の署名捺印
- (7) 会議に関連ある添付書類。および貼りつけ割印の確認

第5条 教会記録審査委員は、審査を終了したときは審査の証明をなし、署名捺印をしなければならない。また、その結果を審査委員長に報告し、審査委員長は教区総会に報告するものとする。

第6条 教会記録審査委員は、会議の内容に関する審査はしないが、第4条に定めある項目について不備な点が認められる場合は、適正に記録されるように当該教会に助言を行う。

第7条 ここに定めなき事項は、教団「教規第97条(教会総会にて処理すべき事項)、第102条(役員会の処理すべき事項)」、また教団教規および諸規則中の「総会議事規則」、特に第43条にのっとり審査する。もし不備な点が認められる場合は、適切な助言を行う。

付 則

1. この要綱は、九州教区総会の承認を受けた日から施行する。
2. この要綱の改正は常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

(1990年 5 月 3 日 教区総会承認)

(1998年 5 月 5 日 教区総会改正承認)